

制度概要

| 佐世保市中小企業創業資金保証（略称：佐世保創業） | | |
|---------------------------------|--|---|
| 目 的 | 佐世保市内で、新たに事業を開始又は実施するために必要となる資金の円滑化を図ることにより、佐世保市内における創業を積極的に支援することを目的とする。 | |
| 保証の対象 (資格要件) | <p>佐世保市内において新たに創業しようとする者、または創業後一定期間未満の者で、次の(1)もしくは(2)に該当するもの。</p> <p>(1)創業関連 産業競争力強化法(平成25年法律第98号、以下「法」という。)第129条第1項に規定する創業関連保証の保証対象者であって、次の(3)から(5)のいずれかに該当し、かつ(6)から(8)のすべてに該当するもの。</p> <p>(2)一般 佐世保市内において新たに事業を開始しようとする者であって客観的にみて当該事業に着手しているもの又は次の(4)または(5)のいずれかに該当し、かつ(6)から(8)のすべてに該当する者</p> <p>(3)佐世保市内において新たに事業を開始しようとする者であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>①事業を営んでいない個人であって、1月以内(法第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援等事業(以下「認定特定創業支援等事業」という。))により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者(以下「認定特定創業支援等事業創業者」という。ただし、創業後に認定特定創業支援等事業の支援を受けた者も含む)にあつては、6月以内)に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>②事業を営んでいない個人であって、2月以内(認定特定創業支援等事業創業者にあつては、6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>③中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>(4)佐世保市内で事業開始後5年を経過していない中小企業者であつて、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>①事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの</p> <p>②事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの</p> <p>③中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの</p> <p>(5)上記(4)①に規定する創業者であつて新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(6)商工会議所または商工会の指導を受けた者で、商工会議所または商工会の推薦を得たもの(認定特定創業支援等事業創業者は除く)</p> <p>(7)事業開始までに、事業所を佐世保市内に有していること</p> <p>(8)市町村民税を完納していること</p> | |
| 対 象 資 金 | 佐世保市内で、新たに事業を開始または実施するために必要となる設備資金及び運転資金 | |
| 保証条件 | 貸付限度額 | 2,000万円以内 ※他の創業関連保証、再挑戦支援保証と合算して2,000万円以内 |
| | 保証期間 | 運転資金 7年以内 (うち据置 1年以内) 設備資金 10年以内 (うち据置 1年以内) |
| | 返済方法 | 原則として、均等分割返済 |
| | 貸付形式 | 証書貸付 |
| | 担 保 | 不要 |
| | 保 証 人 | 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 |
| | 貸付利率 | 年0.70% ただし、認定特定創業支援等事業創業者は年0.50% |
| 保証料率 | 基準料率 | 創業関連は年0.80% 一般は0.45%～1.90% |
| | 適用料率 | 申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 |
| | 保証料補助 | 創業関連は佐世保市が全部を補助する。 一般は佐世保市が0.05%～0.76%を補助する。 |
| 責 任 共 有 | 責任共有制度の対象外 (100%保証) | |
| 取扱金融機関 | 十八親和銀行、福岡銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、長崎銀行、佐賀共栄銀行、九州ひぜん信用金庫、西海みずぎ信用組合、商工組合中央金庫 | |
| 申 込 時 添 付 書 類 | <p>①受付機関が発行する融資幹旋書(写) (認定特定創業支援等事業創業者は除く)</p> <p>②保証の対象(1)に該当するものは、創業・再挑戦計画書</p> <p>③認定特定創業支援等事業創業者は、認定特定創業支援等事業により支援を受けたことについての市長の証明書(写)</p> <p>④市税等の納税証明書(未納がない旨のもの)</p> <p>⑤その他保証協会が必要とする書類</p> | |
| 留 意 事 項 | <p>①申込先：佐世保市が指定する受付機関(佐世保商工会議所、佐世保市北部商工会、宇久町商工会)</p> <p>②認定特定創業支援等事業創業者は取扱金融機関に直接申し込むことができる。</p> <p>③貸付限度額には、佐世保市中小企業小口事業資金保証制度(略称：佐世保小口)における創業資金(「佐世保小口(創業)」、「佐世保小口(創業等)」)の貸付残高を含む。 ※本制度は、平成22年4月1日、「佐世保小口」から創業資金を分離し創設した。</p> | |
| 実 施 日 | 平成22年4月1日 創設 <u>（令和 3年10月 1日 最終改正）</u> | |